別表第五（第五十二条関係）

気象測器名	型式証明手数料	
	書面により型式証明を申請する場合	電子情報処理組織により型式証明を申請する場合
一～十七　（略）	（略）	（略）
十八　貯水型雨量計		
イ　貯水型雨量計	五二、九〇〇円	五二、一〇〇円
ロ　貯水型雨量計の感部（デジタル型のもの）	四四、一〇〇円	四三、四〇〇円
ハ・ニ　（略）	（略）	（略）
十九～二十一　（略）	（略）	（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中気象業務法施行規則第十条の二の改正規定及び第二条の規定は、平成三十年七月一日から施行する。

（経過措置）

2　第二条の規定の施行前に検定の申請があった気象測器に係る検定の有効期間については、同条の規定による改正後の気象測器検定規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○国土交通省令第二十二号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第四条第二項、第八条第一項、第十一条の三第五項、第六十六条及び第六十八条の規定に基づき、旅行業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

国土交通大臣　石井　啓一

旅行業法施行規則の一部を改正する省令

旅行業法施行規則（昭和四十六年運輸省令第六十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（新規登録の添付書類）	（新規登録の添付書類）
第一条の四　法第四条第二項の国土交通省令で定める事項を記載した書類は、次のとおりとする。	**第一条の四**　法第四条第二項の国土交通省令で定める事項を記載した書類は、次のとおりとする。
一　申請者が法人である場合にあつては、次に掲げる書類	一　申請者が法人である場合にあつては、次に掲げる書類
イ～ハ　（略）	イ～ハ　（略）
ニ　旅行業に係る申請については、次に掲げる書類	ニ　旅行業に係る申請については、最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書
(1)　最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書	（新設）
(2)　申請者の登録業務範囲が第一種旅行業務である場合にあつては、(1)に掲げる書類について公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。）、監査法人、税理士又は税理士法人の確認を受けたことを証明する書類	（新設）
ホ・ヘ　（略）	ホ・ヘ　（略）
二　（略）	二　（略）
2・3　（略）	2・3　（略）

別表第五（第五十二条関係）

気象測器名	型式証明手数料	
	書面により型式証明を申請する場合	電子情報処理組織により型式証明を申請する場合
一～十七　（略）	（略）	（略）
十八　貯水型雨量計		
イ　貯水型雨量計	五二、九〇〇円	五二、一〇〇円
（新設）		
ロ・ハ　（略）	（略）	（略）
十九～二十一　（略）	（略）	（略）